

目次

○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（抄）	1
○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九号）（抄）	3
○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）（抄）	4
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	7
○	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）	7
○	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）	8
○	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）	9
○	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）	9
○	地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）	10
○	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）	10
○	都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百一号）（抄）	11
○	地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二二号）（抄）	11
○	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）	12
○	沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）（抄）	12
○	公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）	14
○	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）	14
○	不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）	15
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）	15
○	国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）	15
○	独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）	16
○	地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）	16
○	独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）	17
○	独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）	17
○	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）	17
○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）（抄）	18
○	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）	18

○	独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）	（抄）	．．．．．	18
○	独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）	（抄）	．．．．．	19
○	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）	（抄）	．．．．．	19

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（抄）

（土砂災害警戒区域）

第六条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水が発生原因とするものを除く。以下この章及び次章において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項に規定する指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならぬ。

5 都道府県知事は、前項に規定する公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 （略）

（土砂災害特別警戒区域）

第八条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項に規定する指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項に規定する政令で定める事項を公示しなければならぬ。

5 都道府県知事は、前項に規定する公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 （略）

(特定開発行為の制限)

第九条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

(許可の基準)

第十一条 都道府県知事は、第九条第一項の許可の申請があつたときは、前条第一項第三号及び第四号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

(許可の特例)

第十四条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第九条第一項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

第十六条 第九条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者は、第十条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第九条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 5 (略)

(移転等の勧告)

第二十五条 都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 (略)

(都道府県知事が行う緊急調査)

第二十六条 都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、基本指針に基づき、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査(以下「緊急調査」という。)を行うものとする。ただし、次条第一項の規定により国土交通大臣が緊急調査を行う場合は、この限りでない。

2 (略)

(国土交通大臣が行う緊急調査)

第二十七条 国土交通大臣は、前条第一項の政令で定める状況があると認める場合であつて、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、基本指針に基づき、緊急調査を行うものとする。

2・3 (略)

(費用の補助)

第三十条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

(緊急時の指示)

第三十二条 国土交通大臣は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、土砂災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第九号)(抄)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

(略)

第六章中第三十二条を第三十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(略)

第三十一条中「第二十五条第一項に規定する」を「第二十六条第一項の規定による」に改め、同条を第三十四条とし、第三十条を第三十三条とする。

(略)

第二十八条を第三十条とし、第二十七条を第二十九条とし、第二十六条を第二十八条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(略)

第二十五条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改め、第四章中同条を第二十六条とする。

(略)

第十六条第一項中「第九条第一項の許可」を「第十条第一項の許可」に、「第十条第一項第二号」を「第十一条第一項第二号」に改め、同項ただし書及び同条第三項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第四項中「第十一条、第十二条」を「第十二条、第十三条」に改め、同条第五項中「に規定する」を「の規定による」に、「第十九条」を「第二十条」に、「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

(略)

第十四条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

(略)

第十一条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

(略)

第九条第一項中「の開発行為」を「に規定する開発行為」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に改め、同条第四項中「第二項に規定する」を「第二項の」に改め、同条第五項、

第六項及び第九項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第九条とする。

(略)

第六条第一項中「及び次章」を「、次章及び第二十七条」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に改め、同条第五項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第七条とする。

(略)

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）（抄）

（土砂災害警戒区域の指定の基準）

第二条 法第六条第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。

一 (略)

二 土石流 その流水が山麓^{ろく}における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配^{こうはい}が急な河川（当該上流の流域面積が五平方キロメートル以下であるものに限る。第七条第四号ハにおいて「溪流」という。）のうち当該地点より下流の部分及び当該下流の部分に隣接する一

定の土地の区域であつて、国土交通大臣が定める方法により計測した土地の勾配が二度以上のもの（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

三（略）

（土砂災害特別警戒区域の指定の基準）

第三条 法第八条第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。

一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域

イ（略）

ロ その土地の区域内に建築物が存するとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により当該建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）が、通常の建築物が土石等の堆積に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（当該急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により力が当該通常の建築物の地上部分に作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）を上回る土地の区域

二（略）

三 地滑り 次の要件を満たす土地の区域

イ（略）

ロ 地滑り区域に隣接する一定の土地の区域であつて、当該地滑り区域及び一定の土地の区域を投影した水平面上において、当該一定の土地の区域の投影のすべてが、特定境界線投影を当該水平面上において地滑り方向に六十メートル平行に移動したときに行ける軌跡の範囲内にあるものであること。

（建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項）

第四条 法第八条第二項の政令で定める衝撃に関する事項は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三（略）

（特定開発行為の制限の適用除外）

第五条 法第九条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

(制限用途)

第六条 法第九条第二項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

(対策工事等の計画の技術的基準)

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 土砂災害の発生原因が土石流である場合にあつては、対策工事の計画は、土石流を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう、次のイからニまでに掲げる施設の設置の全部又は一部を当該イからニまでに定める基準に従い行うものであること。

イ・ロ (略)

ハ 床固 溪流の土石等の移動を防止することにより床を安定する機能を有し、かつ、土圧、水圧、自重及び土石流により当該床固に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

ニ (略)

五・六 (略)

(重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況)

第八条 法第二十六条第一項の政令で定める状況は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める状況とする。

一〜三 (略)

(緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要する自然現象)

第九条 法第二十七条第一項の政令で定める自然現象は、土石流及び河道閉塞による湛水とする。

(費用の補助)

第十条 法第三十条の規定による国の都道府県に対する補助金の額は、基礎調査に要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

(緊急時の指示)

第十一条 法第三十二条の政令で定める事務は、法第六条第一項及び第三項から第五項まで、第八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十五条第一項に規定する事務とする。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一〜十三 （略）

2 （略）

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 （略）

○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法）

第八十条の三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下この条及び第八十二条の五第八号において「特別警戒区域」という。）内における居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分（当該特別警戒区域の指定において都道府県知事が同法第八条第二項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の規定に基づき定めた土石等の高さ又は土石流の高さ（以下この条及び第八十二条の五第八号において「土石等の高さ等」という。）以下の部分であつて、当該特別警戒区域に係る同法第二条に規定する土砂災害の発生原因となる自然現象（河道閉塞による湛水を除く。以下この条及び第八十二条の五第八号において単に「自然現象」という。）により衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下この条及び第八十二条の五第八号において「外壁等」という。）の構造は、自然現象の種類、当該特別警戒区域の指定において都道府県知事が同法第八条第二項及び同法第四条の規定に基づき定めた最大の力の大きさ又は力の大きさ（以下この条及び第八十二条の五第八号において「最大の力の大きさ等」という。）及び土石等の高さ等（当該外壁等の高さが土石等の高さ等未満であるときは、自然現象の種類、最大の力の大きさ等、土石等の高さ等及び当該外壁等の高さ）に依りて、当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。ただし、土石等の高さ等以上の高さの門又は塀（当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有するものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）が当該自然

現象により当該外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るよう設けられている場合においては、この限りでない。

第八十二条の五 第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。

一〇七 (略)

八 特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等が、自然現象の種類、最大の力の大きさ等及び土石等の高さ等（当該外壁等の高さ等が土石等の高さ等未満であるときは、自然現象の種類、最大の力の大きさ等、土石等の高さ等及び当該外壁等の高さ）に応じて、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものであることを確かめること。ただし、第八十条の三ただし書に規定する場合は、この限りでない。

○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

（広告の開始時期の制限）

第三十三条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で定められるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物の売買その他の業務に関する広告をしてはならない。

（重要事項の説明等）

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。

一 (略)

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に応じて政令で定めるものに関する事項の概要

三〇十四 (略)

二〇五 (略)

（契約締結等の時期の制限）

第三十六条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十

九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物につき、自ら当事者として、若しくは当事者を代理してその売買若しくは交換の契約を締結し、又はその売買若しくは交換の媒介をしてはならない。

○ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

（関連事業計画）

第二十四条 都道府県知事は、地すべりによる被害を排除し、又は軽減するため必要があると認めるときは、地すべり防止工事基本計画を勘案して、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した計画（以下「関連事業計画」という。）の概要を作成し、地すべり防止区域の存する市町村の長にこれを提示して、当該市町村における関連事業計画を作成するよう勧告することができる。

一 家屋その他の施設若しくは工作物の移転若しくは除却又は除却される家屋その他の施設若しくは工作物に代る家屋その他の施設若しくは工作物の建設に関する事。

二 農地の整備又は保全に関する事。

三 農道、かんがい排水施設又はため池の整備に関する事。

四 前三号に掲げる事項に直接関連して地すべり防止区域外において特に必要とされるこれらの号に掲げる事項

2 前項の勧告に応じて関連事業計画を作成しようとするときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ当該計画に係る事項について利害関係を有する者又はこれらの者の組織する団体の意見をきかなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 関連事業計画を作成し、又は変更したときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、その内容を公表するよう努めるものとする。

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）

（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）

第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

八 旧公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律（昭和三十六年法律第九号）第十三条第一項（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第十号）第五十条第一項において準用する場合に限る。）の許可

二十二の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に關する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項及び第十六条第一項の許可

二十三（二十七）（略）

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。

一、二十三 (略)

二十三の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項及び第十六条第一項
二十四、三十七 (略)

2 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地の貸借の契約については、前項に規定する制限のうち、都市計画法第五十二条の三第二項及び第四項、第五十七条第二項及び第四項並びに第六十七条第一項及び第三項、新住宅市街地開発法第三十一条、新都市基盤整備法第五十条、流通業務市街地の整備に関する法律第三十七条第一項、公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項及び第八条並びに文化財保護法第四十六条第一項及び第五項の規定に基づくもの以外のもので、当該宅地に係るものとする。

3 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、建物の貸借の契約については、新住宅市街地開発法第三十二条第一項、新都市基盤整備法第五十一条第一項及び流通業務市街地の整備に関する法律第三十八条第一項の規定に基づく制限で、当該建物に係るものとする。

○ 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第百九十八号) (抄)

(他の法令の準用)

第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあっては当該市(第二十三号にあっては、建築主事を置く市)と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一、十六 (略)

十七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十四条
十八、三十三 (略)

2 (略)

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号) (抄)

(他の法令の準用)

第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。

一〇六 (略)

七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十四条
八〇六 (略)

2・3 (略)

○ 都市計画法施行法(昭和四十三年法律第一百号) (抄)

(奈良国際文化観光都市建設法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定による奈良国際文化観光都市建設法第八条の改正に伴う経過措置については、第三十八条の規定の例による。

(京都国際文化観光都市建設法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による京都国際文化観光都市建設法第八条の改正に伴う経過措置については、第三十八条の規定の例による。

(土地区画整理法施行法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 第一項の緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限については、なお従前の例による。第一項ただし書の都市計画が定められる前にその制限に違反した者に対する違反是正のための措置についても、同様とする。

○ 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号) (抄)

(他の法令の準用)

第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市(第十九号にあっては、建築主事を置く市)と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十二 (略)

十三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十四条
十四〇十八 (略)

十九 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十五条第二項

二十〇三十 (略)

2 (略)

○ 沖縄振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三十一号) (抄)

(業務の範囲)

第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〇二 (略)

三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得若しくは造成又は借地権の取得、幼稚園等又は関連利便施設の建設、関連公共施設の整備その他の政令で定める使途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行うこと。

イホ (略)

へ その他政令で定める者

四〇九 (略)

2〇5 (略)

○ 沖縄振興開発金融公庫法施行令 (昭和四十七年政令第八十六号) (抄)

(住宅金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲等)

第一条の三 法第十九条第一項第三号へに規定する政令で定める者は、第三号の二から第十一号までに掲げる者とし、同項第三号に規定する政令で定める使途に充てるため必要な長期資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める資金とする。

一〇三 (略)

三の二 沖縄 (沖縄県の区域をいう。以下同じ。) において土地区画整理事業 (法第十九条第二項第三号の四に規定する土地区画整理事業をいう。以下同じ。) を施行する土地区画整理組合の組合員で当該土地区画整理組合から委託を受けて土地区画整理事業に係る土地の造成を行うもの (当該土地の造成を行うために必要な資力及び信用を有することその他の主務省令で定める基準に該当する者に限る。) 前号に掲げる資金に準ずる資金

四 沖縄において住宅の改良を行う者 その改良に必要な資金 (区分所有に係る建築物でその大部分が住宅部分であるもの以外の建築物の共用部分の改良に必要な資金にあつては、当該共用部分の改良に必要な資金のうち、当該建築物に占める住宅部分の割合に対応するものに限る。)

五 地震、暴風雨、洪水、火災その他の災害で主務省令で定めるものにより、沖縄において人の居住の用に供する家屋 (主として人の居住の用

に供する家屋を含む。)が滅失し、又は損傷した場合において、当該災害の当時当該家屋を所有し、若しくは賃借し、又は当該家屋に居住していた者 自ら居住し、又は他人に貸すために、当該災害発生の日から二年以内に沖繩において行う当該家屋に代わるべき家屋若しくは当該損傷した家屋で主務省令で定めるもの(以下「災害復興住宅」という。)の建設、購入若しくは補修又は当該災害復興住宅の補修に付随する当該災害復興住宅の移転、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随する積土砂の排除その他の宅地の整備(以下この条において「整地」という。)若しくは当該災害復興住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金

六 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十四条の規定により作成され、若しくは変更された関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第二十五条第一項の規定による沖繩県知事の勧告に基づき住宅部分を有する家屋を移転し、又は除却する場合において、当該家屋の移転又は除却の際当該家屋を所有し、若しくは賃借し、又は当該家屋に居住している者 自ら居住し、又は他人に貸すために、当該関連事業計画の公表の日又は当該勧告の日から二年以内に沖繩において行う当該家屋若しくは当該家屋の除却に係るこれに代わるべき家屋(以下これらを「地すべり等関連住宅」という。)の移転若しくは建設又は当該地すべり等関連住宅の移転若しくは建設に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金

七 住宅部分を有する家屋の用に供する土地について、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十条第三項、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十六条第二項、第十七条第一項若しくは第二項、第二十一条第二項若しくは第二十二條第一項若しくは第二項又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第九条第三項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による沖繩県知事の勧告又は命令を受けた者 当該勧告を受けた日から二年以内又は当該命令を受けた日から一年以内に沖繩において行う当該勧告又は命令に係る擁壁又は排水施設を設置又は改造その他の工事(以下「宅地防災工事」という。)に必要な資金

八 沖繩において次に掲げる建築物を建設する者 その建設に必要な資金(当該建築物(ハ)に掲げる建築物にあつては、建替え(現に存する建築物を除く)とともに、その建築物が存していた土地の全部又は一部の区域に新たに建築物を建設すること(新たに建設する建築物と一体の建築物を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。)をいう。次号において同じ。)に係るものに限る。)を建設する者が当該建築物の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)

イ 住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する主務省令で定める耐火建築物等(建築基準法第二条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物又は同条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物若しくはこれに準ずる耐火性能を有する構造の建築物として主務省令で定めるものをいう。ハにおいて同じ。)で過半の住宅部分を有するもの

ロ 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第六号に規定する施設建築物その他市街地の土地の合理的な高度利用及び災害の防止に寄与する主務省令で定める建築物で相当の住宅部分を有するもの(イに掲げる建築物を除く。)

ハ 中高層耐火建築物(地階を除く階数が三以上の耐火建築物等をいう。)で相当の住宅部分を有するもの(イ及びロに掲げる建築物を除く。)

九 新たに建設された合理的土地利用耐火建築物等(前号の規定によりその建設について資金の貸付けを受けることができる建築物をいう。以下同じ。)で主務省令で定めるもののうちまだ人の居住の用その他のその本来の用途に供したことの無いものを購入する者 その購入に必要な

な資金（同号イからハまでに掲げる建築物（同号ハに掲げる建築物にあつては、建替えに係るものに限る。）を購入する者が当該建築物の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

十 沖繩において高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録事業を行う者 同項に規定する登録住宅（賃貸住宅であるものに限る。）に改良するための既存住宅の購入に必要な資金（当該既存住宅の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

十一 沖繩県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第二条第一項に規定する位置境界不明地域内の各筆の土地で同法第十二条第四項の書面が作成されたものに所有者以外の者により住宅が設置されている場合において、新たに当該土地若しくは当該土地に係る借地権を取得しようとする当該土地に住宅を設置している者又は当該住宅を購入しようとする当該土地の所有者 当該土地若しくは当該土地に係る借地権の取得又は当該住宅の購入に必要な資金（当該住宅の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

2 〓 4 (略)

○ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（略）

（他の法令の準用）

第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したものの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したものの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一 〓 九 (略)

十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条

十一 〓 十九 (略)

2 〓 3 (略)

○ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（略）

（広告の規制）

第十八条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に關し必要とされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業に関する広告をしてはならない。

2・3 (略)

(事業実施の時期に関する制限)

第十九条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に關し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業を行つてはならない。

○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）

(広告の規制等に係る許可等の処分)

第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一 二十六 (略)

二 二十六の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項及び第十六条第一項の許可

二 二十七 三十一 (略)

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

(他の法令の準用)

第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 一 十五 (略)

十六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条
十七 三十 (略)

2 (略)

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

(他の法令の準用)

第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一〇三三七 (略)

三十八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十四条

三十九〇六十二 (略)

2・3 (略)

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令(平成十五年政令第四百七十九号) (抄)

(他の法令の準用)

第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十六 (略)

十七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十四条

十八〇二十五 (略)

2 (略)

○ 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号) (抄)

(他の法令の準用)

第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人(第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。)を、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。)又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十四 (略)

十五 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十四条

十六〇十八 (略)

十九 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十六条、第一百六条、第一百七条及び第一百八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)

二〇〇二十三 (略)

二十四 不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第七条第一項第六号(同令別表の七十三の項に係る部分に限る。)、第十六条第四項、

第十七条第二項、第十八条第四項及び第十九条第二項
2～5 (略)

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）

（他の法令の準用）

第十六条 次の方令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～二十七 (略)

二十八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条
二十九～四十四 (略)

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる方令の規定を準用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄） 16

（他の法令の準用）

第十四条 次の方令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一～十 (略)

十一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条
十二～十八 (略)

2・3 (略)

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）

（他の法令の準用）

第三十四条 次の方令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～十五 (略)

十六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条
十七～三十二 (略)

2 (略)

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（抄）

（他の法令の準用）

第十九条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇七（略）

八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条
九〇十五（略）

2（略）

○ 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「災害予防代替建築物」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を除却する必要がある場合として政令で定める場合における当該建築物に代わるべき建築物又は建築物の部分をいう。

5 この法律において「災害予防移転建築物」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を移転する必要がある場合として政令で定める場合における当該移転する必要がある建築物をいう。

6〃8（略）

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）

（他の法令の準用）

第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十八（略）

十九 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条
二〇三十一（略）

2（略）

○ 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）（抄）

（災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を除却する必要がある場合）

第一条 独立行政法人住宅金融支援機構法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 （略）

三 住宅部分を有する建築物について次に掲げる法律の規定による除却の勧告を受けた場合

イ （略）

ロ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第二十五条第一項

四 （略）

（災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を移転する必要がある場合）

第二条 法第二条第五項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 （略）

三 住宅部分を有する建築物について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第二十五条第一項の規定による移転の

勧告を受けた場合

四 （略）

○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）

（他の法令の準用）

第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十八 （略）

十九 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条

二十〇二十九 （略）

2 （略）